特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和8年10月15日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	【資格・賦課に関する事務】 ①　被保険者の資格等（取得喪失等）の管理事務 ②　高齢受給者証に係る一部負担金の割合の判定に関する事務 ③　資格確認書・資格情報通知書等の交付、再交付、回収、検認、更新又は返還に関する事務 ④　特別療養費の支給に関する事務 ⑤　保険税の賦課事務 ⑥　国民健康保険税特別徴収（年金天引き）に関する事務 ＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づき、国民健康保険に関する事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 Ⅰ．個人番号の取得 ①住民記録システムより宛名システムを経由して個人番号を取得する。（既存の住記連携にて取得） ②国民健康保険法施行規則に基づき個人番号の記入が求められる様式より個人番号を取得する。 Ⅱ．個人番号の利用 ①本人確認（真正性確認） 本人確認（申請書の内容確認など）の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定 Ⅲ．特定個人情報の提供・利用 ①特定個人情報の副本登録するための資格管理事務、機関別符号の取得等事務 ②被保険者等の資格管理事務に関する情報照会 ③高齢受給者証に係る一部負担金の割合の判定や国保税の賦課に関する情報照会 ④オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、自治体中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
（1）宛名特定個人情報ファイル （2）国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の24、44の項 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①　情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1，2，3，5，6，48，56，65，69，83，87，115，125、131の項 ②　情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48．69．70，71の項 ③　オンライン資格確認の業務 番号法　附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務のために機関別符号を取得する等） 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部　保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市　総務部　総務課 350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111内線3520
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市　健康推進部　保険年金課 350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111内線1050
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　　]接続しない（入手）　　[　　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、担当ごとに利用できる権限を変えることで不正利用を抑制している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成27年4月1日　時点	平成29年1月1日　時点	事後	
平成29年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成27年4月1日　時点	平成29年1月1日　時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅰ関連情報　評価実施機関における担当部署	狭山市　保険年金課	長寿健康部　保険年金課	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成29年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
平成30年5月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①　情報提供の根拠 番号法第19条第7号　別表第二のうち第3欄（情報提供者）が「医療保険者」のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 1，2，3，4，5，26，42，43，46，61，62，71，80，87，93，94，95，106　の項 ②　情報照会の根拠 番号法第19条第7号　別表第二 27．42．43，44．45，61，62，93，94　の項	①　情報提供の根拠 番号法第19条第7号　別表第二 1，2，3，4，5，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87、93の項 ②　情報照会の根拠 番号法第19条第7号　別表第二 27．42．43，44．45　の項	事後	
平成30年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	保険年金課長　関口　浩	保険年金課長	事後	評価所の様式変更に伴う記載の変更
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅳリスク対策		追加項目	事後	評価所の様式変更に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【国民健康保険資格に関する事務】 ①　資格の異動（取得喪失）等に関する事務 ②　各種証の交付を行う事務 ③　国民健康保険短期・資格証に関する事務 ④　国・県・連合会等からの調査等に関する事務 【国民健康保険税の賦課に関する事務】 ①　住民税賦課期日時点所得の把握 ②　保険税額の決定及び賦課事務 ③　保険税額の更正事務 ④　国民健康保険税特別徴収（年金天引き）に関する事務 ⑤　国・県・連合会等からの調査等に関する事務 【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理を行い、システムへの登録と、各種証の発行を実施する。	【資格・賦課に関する事務】 ①　被保険者の資格等（取得喪失等）の管理事務 ②　高齢受給者証に係る一部負担金の割合の判定に関する事務 ③　被保険者証等の交付、再交付、回収、検認、更新又は返還に関する事務 ④　国民健康保険短期・資格証に関する事務 ⑤　保険税の賦課事務 ⑥　国民健康保険税特別徴収（年金天引き）に関する事務	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加 内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 Ⅰ．個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 Ⅱ．個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票(申請書など)に個人番号を出力する。 Ⅲ．特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会は現時点では未定。	＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、国民健康保険に関する事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 Ⅰ．個人番号の取得 ①住民記録システムより宛名システムを経由して個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②国民健康保険法施行規則に基づき個人番号の記入が求められる様式より個人番号を取得する。 Ⅱ．個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定 Ⅲ．特定個人情報の提供・利用 ①特定個人情報を副本登録するための資格管理事務、機関別符号の取得等事務 ②資格管理事務に関する情報照会 ③高齢受給者証に係る一部負担金の割合の判定や国保税の賦課に関する情報照会 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加 内容の見直し
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 自治体中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16、第24条	番号法第9条第1項　別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16、第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①　情報提供の根拠 番号法第19条第7号　別表第二 1，2，3，4，5，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87、93の項 ②　情報照会の根拠 番号法第19条第7号　別表第二 27．42．43，44．45　の項	①　情報提供の根拠 番号法第19条第7号　別表第二 1，2，3，4，5，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87、93の項 ②　情報照会の根拠 番号法第19条第7号　別表第二 27．42．43，44．45　の項 ③　オンライン資格確認の準備業務 番号法　附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加
令和2年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシス	①　情報提供の根拠 番号法第19条第7号　別表第二	①　情報提供の根拠 番号法第19条第8号　別表第二	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ特定個人情報ファイルを取り扱う事務	長寿健康部　保険年金課	健康推進部　保険年金課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅰ特定個人情報ファイルを取り扱う事務 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	狭山市　長寿健康部　保険年金課 350－1380埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04－2953－1111内線1050	狭山市　健康推進部　保険年金課 350－1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04－2953－1111　内線1050	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅰ関連情報 3　個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16、第24条	番号法第9条第1項 別表の24、44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16、第24条	事後	
令和6年11月15日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワーク	①　情報提供の根拠 　番号法第19条第8号　別表第二 　1，2，3，4，5，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87、93の項 ②　情報照会の根拠 　番号法第19条第8号　別表第二 　27．42．43，44．45　の項 ③　オンライン資格確認の準備業務 　番号法　附則第6条第4項 　（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 　国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	①　情報提供の根拠 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 　1，2，3，5，6，48，56，65，69，83，87，115，125、131の項 ②　情報照会の根拠 　番号法第19条第8号　別表第二 　48．69．70，71の項 ③　オンライン資格確認の準備業務 　番号法　附則第6条第4項 　（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 　国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和6年11月15日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業		追加項目	事後	評価所の様式変更に伴う記載の変更
令和6年11月15日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考え		追加項目	事後	評価所の様式変更に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③　被保険者証等の交付、再交付、回収、検認、更新又は返還に関する事務 ④　国民健康保険短期・資格証に関する事務	③　資格確認書・資格情報通知書等の交付、再交付、回収、検認、更新又は返還に関する事務 ④　特別療養費の支給に関する事務	事前	
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年10月1日　時点	令和8年1月15日　時点	事後	
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年10月1日　時点	令和8年1月15日　時点	事後	
令和8年1月15日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考え	ICカード	静脈認証	事後	
令和8年10月15日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	Ⅲ特定個人情報の提供・利用 ④オンライン資格確認システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	Ⅲ特定個人情報の提供・利用 ④オンライン資格確認システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和8年10月15日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	③オンライン資格確認の準備業務	③オンライン資格確認の業務	事後	
令和8年10月15日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	③(利用目的：情報連携のためだけではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	③(利用目的：情報連携のためだけではなくオンライン資格確認業務のために機関別符号を取得する等)	事後	
令和8年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和8年1月15日　時点	令和8年10月15日　時点	事後	
令和8年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和8年1月15日　時点	令和8年10月15日　時点	事後	